

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 20 号

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙条例施行規則（昭和 39 年佐賀県規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(売りさばき人の指定)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会計管理者は、第 1 項の規定による申請があったとき、又は前項の規定による申請が次に掲げる指定基準に<u>適合すると認めるときは</u>、売りさばき人として指定し、その旨を佐賀県証紙売りさばき人指定書（別記様式第 3 号。以下「売りさばき人指定書」という。）により申請者に通知するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(売りさばき人の指定)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会計管理者は、第 1 項の規定による申請があったとき、又は前項の規定による申請が次に掲げる指定基準に<u>適合し、かつ、売りさばき所の位置等を勘案して適当と認めるときは</u>、売りさばき人として指定し、その旨を佐賀県証紙売りさばき人指定書（別記様式第 3 号。以下「売りさばき人指定書」という。）により申請者に通知するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 略</p>

様式第 2 号を次のように改める。

証紙売りさばき人指定申請書

年 月 日

佐賀県会計管理者 様

申請者 住所（法人その他団体にあつては、
その主たる事務所の所在地）

（ふりがな）

氏名（法人その他団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名）

㊞

生年月日 年 月 日

佐賀県証紙条例第4条に規定する証紙売りさばき人の指定を受けたいので申請します。

1 証紙売りさばき所の位置

市 町 大字 字 番地

2 指定を受けようとする理由

3 証紙の年間売りさばき見込額

注 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、 にレを記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、証紙売りさばき人の指定に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、申請者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

(裏面)

誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。

また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

様式第 6 号の 2 を次のように改める。

様式第6号の2（第10条の2関係）

証紙売りさばき人指定内容変更届

年 月 日

佐賀県会計管理者 様

売りさばき人 住所（法人その他団体にあつては、
その主たる事務所の所在地）

（ふりがな）

氏名（法人その他団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名）

㊞

生年月日 年 月 日

証紙売りさばき人の指定内容に変更を生じたので、佐賀県証紙売りさばき人指定書を添えてお届けします。

1 変更年月日 年 月 日

2 変更事項

3 変更内容
新

旧

4 変更理由

注 法人の代表者の氏名の変更に係る届出に当たっては、裏面の誓約を確認の上、 にレを記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、証紙売りさばき人の指定に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、申請者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

(裏面)

誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。

また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
番号	種目	番号	種目
1	略	1	略
		<u>1の2</u>	<u>佐賀県介護保険法施行条例（平成25年佐賀県条例第22号）第19条に定める手数料（同条第1項の規定により指定試験実施機関に納付する手数料を除く。）</u>
2	佐賀県児童福祉法施行条例（平成24年佐賀県条例第20号） <u>第5条第1項の表第1号の中欄に掲げる手数料（同条第2項の規定により指定試験機関に納付する手数料を除く。）</u>	2	佐賀県児童福祉法施行条例（平成24年佐賀県条例第20号） <u>第18条第1項の表第1号の中欄に掲げる手数料（同条第2項の規定により指定試験機関に納付する手数料を除く。）</u>
		<u>2の2</u>	<u>佐賀県医療法施行条例（平成25年佐賀県条例第27号）第9条に定める手数料</u>
3～15	略	3～15	略
16	佐賀県職業能力開発促進法施行条例（平成23年佐賀県条例第37号） <u>第4条第1項に定める手数料（同項の表第4号の上欄に掲げる者が納付する手数料を除く。）</u>	16	佐賀県職業能力開発促進法施行条例（平成23年佐賀県条例第37号） <u>第8条第1項に定める手数料（同項の表第4号の上欄に掲げる者が納付する手数料を除く。）</u>
		<u>16の2</u>	<u>佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成24年佐賀県条例第56号）別表に掲げる手数料</u>
17～19	略	17～19	略
20	佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和27年佐賀県条例第52号） <u>第8条第1項に定める手数料</u>	20	佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和27年佐賀県条例第52号） <u>第10条第1項に定める手数料</u>
21～25	略	21～25	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。